

下関市蓋井島保健福祉館
指定管理者の指定に係る申込要項

令和7年8月

下関市福祉部福祉政策課

目 次

1. 申込資格	2
2. 施設の概要	3
3. 本業務の範囲	3
4. 保健福祉館の管理運営方針	3
5. 指定管理者選定に関するスケジュール	4
6. 指定期間	4
7. 指定管理者の収入等	4
8. 申込方法・提出書類等	4
9. 指定管理候補者の選定	5
10. 選定（審査）の基準等	6
11. 指定管理候補者の選定と公表	6
12. 指定管理候補者の取消し	6
13. 指定管理者の指定及び基本協定等の締結	6
14. 協定に関する事項	6
15. 指定管理者の指定の取消し	8
16. その他の留意事項	10

下関市蓋井島保健福祉館指定管理者の指定に係る申込要項

下関市蓋井島保健福祉館の設置等に関する条例（平成17年条例第143号。以下「設置条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、下関市蓋井島保健福祉館の管理運営業務（以下「本業務」という。）を行う指定管理者の指定に係る申込要項を下記のとおり定める。

記

1 申込資格

下関市蓋井島保健福祉館（以下「保健福祉館」という。）は、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「手続条例」という。）第6条第1項第1号に該当する施設であることから、選定の特例として公募によらず、蓋井島自治会からのみ申込みを受け付けます。

蓋井島自治会は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。（参考：公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター（TEL083-923-8930 山口県警察本部別館）への照会により調査可能）
- (6) 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあつては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済み

であること。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

下関市蓋井島保健福祉館

(2) 所在地

下関市大字蓋井島71番地

(3) 設置目的

へき地住民の保健と福祉の増進を図ること

(4) 建物概要

鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 2階建

建物面積218.00㎡

(5) 供用開始年月

昭和45年3月

3 本業務の範囲

① 保健福祉館の維持管理に関する業務

② 保健福祉館の使用の許可に関する業務

③ 保健福祉館の運営に関する業務

④ ①から③までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

詳細については、別紙1「下関市蓋井島保健福祉館指定管理者管理運営基準（仕様書）」のとおり。

4 保健福祉館の管理運営方針

(1) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づく管理運営により、蓋井島住民の健康福祉の増進を図ることを目指す。

(2) 維持管理・運営方針

① 利用者の安全確保を第一とする。

② 効率的・弾力的な運営を行う。

③ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用促進を積極的に図る。

- ④ 利用者にとって、快適な施設であることに努める。
- ⑤ 魅力的な事業を実施し、下関市蓋井島における保健福祉サービスの向上に努める。
- ⑥ 個人情報の保護を徹底する。
- ⑦ 公平な運営を行い、特定の個人及び団体に有利又は不利になる運営を行わない。
- ⑧ 管理運営に係る規程等を作成する場合は、本市と協議する等、本市と密接に連携を図りながら管理運営を行う。

5 指定管理者選定に関するスケジュール

・ 申込受付開始	令和7年8月1日（金）
・ 申込期限	令和7年9月26日（金）
・ 指定管理候補者選定	令和7年10月中旬
・ 指定管理候補者選定結果の通知	令和7年11月上旬
・ 指定管理者の指定議案の下関市議会への提出	令和7年12月議会
・ 協定締結	令和8年3月
・ 指定管理者による管理運営開始	令和8年4月1日（水）

6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

7 指定管理者の収入等

（1）利用料金

使用料を徴する施設ではないため、利用料金を徴することはできません。

（2）指定管理料

本市は、指定管理者に対し、その管理運営業務の対価とする指定管理料を支払わないものとします。

8 申込方法・提出書類等

（1）提出書類

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支計画書（様式第3号）

・各項目別の内訳を詳細に記入してください。

④ 誓約書（様式第4号）

⑤ 申込団体の概要を説明する書面

・規約、会則等及び組織図並びに団体の収支がわかる書類

(2) 提出部数

正1部、副1部（副は、複写可）

(3) 申込受付について

提出書類は、提出窓口まで持参してください。また、提出期間終了後は、提出書類の変更及び追加は、不可とします。

① 提出期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月26日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出窓口

下関市南部町1番1号

下関市福祉部福祉政策課（下関市役所本庁舎西棟6階）

(4) 申込要項等に関する質問方法

① 受付期限

令和7年8月1日（金）から令和7年9月19日（金）まで
午後5時必着

② 質問方法

申込要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（様式第5号）を（問い合わせ先）へ電子メールにより提出すること。電話、来訪その他口頭による質問は、不可とします。

③ 回答方法

受け付けた質問については、随時、電子メールにより回答します。

9 指定管理候補者の選定

手続条例第4条に基づき、下関市指定管理候補者選定委員会（福祉施設）（以下「選定委員会」という。）にて審査し、指定管理候補者を選定します。

1 0 選定（審査）の基準等

保健福祉館の指定管理候補者の審査は、提出された事業計画書等について、別添下関市蓋井島保健福祉館指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点（案）により行う予定ですが、選定委員会において変更される場合もあります。

また、選定委員会において定める最低制限基準に満たない場合は、不備な点を修正した後、再度提案を受け、最低制限基準を満たすことを選定の条件とします。

1 1 指定管理候補者の選定と公表

選定委員会の意見に基づき、市長が指定管理候補者を選定し、その結果を、申込団体に対して速やかに通知するとともに、下関市のホームページで公表します。

1 2 指定管理候補者の取消し

指定管理候補者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に規定による議会での議決（以下「指定の議決」という。）を経る前に、指定管理者に指定することが著しく不適當若しくは不可能と認められる事由が生じたとき、又は指定の議決が得られなかったときは、当該選定を取り消すことがあります。なお、指定管理候補者の責めに帰すべき事由により選定の取消しを受けた場合で、保健福祉館の管理運営が延期になる等、下関市に損害があったときは、指定管理候補者に損害賠償の支払を求めることがあります。

1 3 指定管理者の指定及び基本協定等の締結

指定管理者の指定は、指定の議決を経て市長が行います。指定後、指定管理者は、下関市と本業務の細目について基本協定を締結していただきます。

1 4 協定に関する事項

基本協定に定める主な事項は以下のとおりです。

- (1) 基本協定の目的
- (2) 用語の定義

- (3) 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- (4) 信義誠実の原則
- (5) 本施設の設置目的
- (6) ビジョン及び指標
- (7) 目標値の設定
- (8) 目標値の変更
- (9) 管理物件
- (10) 指定期間及び会計年度
- (11) 指定管理者の管理運営業務の範囲等
- (12) 管理運営業務からの除外
- (13) 指定管理者の管理運営業務の範囲等の変更
- (14) 管理運営業務の実施
- (15) 関係法令の遵守
- (16) 使用許可の運用
- (17) 業務開始の準備
- (18) 従業員の配置
- (19) 管理運営業務の委託又は請負の制限
- (20) 管理物件の改修等の分担
- (21) 指定管理者の責めに帰すべき管理物件の修繕等
- (22) 緊急事態への対応
- (23) 災害拠点としての対応
- (24) 情報管理及び情報公開
- (25) 個人情報の保護
- (26) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- (27) 下関市による管理物品の貸与等
- (28) 指定管理者による管理物品の購入等
- (29) 年間事業計画書の提出
- (30) 年間事業計画書の変更
- (31) 業務報告書の提出
- (32) 事業報告書の提出
- (33) 経営状況の確認
- (34) 管理運営業務のモニタリング

- (35) 改善指示、指定の取消し等
- (36) モニタリングの公表
- (37) 指定管理料
- (38) 損害賠償等
- (39) 第三者への賠償
- (40) 保険
- (41) 不可抗力によって発生した費用等の負担
- (42) 不可抗力による管理運営業務の実施の免除
- (43) 管理運営業務の引継ぎ等
- (44) 原状回復義務
- (45) 管理物品の取扱い
- (46) 指定の取消し及び管理運営業務の停止等
- (47) 不可抗力による指定の取消し等
- (48) 本施設の廃止による指定期間の終了
- (49) 権利及び義務の譲渡の制限
- (50) 連絡調整会議の設置
- (51) 著作権等の使用
- (52) 暴力団等の排除
- (53) 自主事業
- (54) 障害者就労施設等への配慮
- (55) 障害を理由とした差別の解消に係る措置
- (56) 特定個人情報の取扱い等
- (57) 監査
- (58) 請求、通知等の様式等
- (59) 協定の変更
- (60) 解釈
- (61) 協定の費用
- (62) 公租公課の負担
- (63) 疑義についての協議
- (64) 裁判管轄

1.5 指定管理者の指定の取消し

- (1) 指定管理者が協定の締結までに本業務の実施が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないとき認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (2) 指定管理者が協定締結後、次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。また、下関市に損害が発生した場合には、下関市は、損害賠償請求を行うことがあります。
- ① 設置条例又は基本協定の規定に違反したとき。
 - ② 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を妨げたとき。
 - ③ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
 - ④ 本申込要項に定める資格要件を失ったとき。
 - ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。
 - ⑦ 指定管理者の本業務に直接関わらない法令違反等により、指定管理者に本業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断される時。
 - ⑧ 指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務が行われないうとき。
 - ⑨ 不可抗力（異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ等の天災又は人災、関係法令の改廃、感染症の蔓延その他下関市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。）により、本業務の継続が著しく困難になったと判断される時。
 - ⑩ 指定管理者から指定の取消し又は本業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。
 - ⑪ 保健福祉館を公の施設として廃止することとなったとき。
 - ⑫ その他下関市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

1.6 その他の留意事項

- (1) 申込に係る経費は、全て申込者の負担とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 申込受付後に、申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出してください。
- (4) 提出書類の著作権は申込団体に帰属します。ただし、指定管理候補者の決定の公表や、提案内容の公表その他下関市が必要と認める場合には、下関市は、提出された書類全部又は一部を無償で使用できるものとし、また、提出された書類は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き公開します。
- (5) 申込みした者又は申込みしようとする者は、選定委員会において審議結果が出されるまでの間、当該選定に関して、選定委員と接触することを禁止します。
- (6) 指定管理候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 指定管理に関する法的関係の複雑化・不安定化を防止するため、指定管理者の下関市に対する債権債務については、第三者に対する譲渡・継承、担保提供等はできません。
- (8) 指定管理者は、事前に下関市の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (9) 指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働関係法規（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）等）について遵守してください。
- (10) 各種税（消費税・地方消費税、法人市民税・法人県民税等）の取扱いについては、指定管理者で対応してください。
- (11) 書類作成に用いる言語、通貨及び単価は、特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとします。
- (12) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）を遵守し、職員

への周知徹底を図ってください。

- (13) 本業務を行うに当たり、別紙2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守してください。
- (14) 個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」のとおりとします。
- (15) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙4「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとします。

(問い合わせ先)

〒750-8521

山口県下関市南部町1番1号

下関市福祉部福祉政策課管理係（担当：岩尾）

電話 083-231-1723

FAX 083-231-1735

E-mail fkfukush@city.shimonoseki.yamaguchi.jp